

# 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン

## ～利用団体登録にあたって～

### 1. 「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」とは

「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」（以下「ネットワークサロン」といいます。）では、京都市からの委託により、社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会が、東九条の特性を活かし、地域交流や多文化共生を促進するためのとりくみを行っています。また、地域交流や多文化共生を目的とする団体がネットワークサロンに登録することにより、その活動がより活性化するためのお手伝いや、団体間の連携・交流を深める活動も行っています。

### 2. 団体登録について

ネットワークサロンに登録した団体は、次のようなサービスの提供を受けることができます。併せて団体の特性や活動内容に応じた形で、ネットワークサロンの運営にご協力いただきます。

#### （1）パンフレット等の設置

登録団体のパンフレットやイベントの宣伝チラシ等を、ネットワークサロンに設置することができます。

#### （2）ホームページ・SNSでの紹介

登録団体の活動内容や登録団体が主催するイベント等を、ホームページやSNSで紹介します。

#### （3）会議室等の利用

ネットワークサロンの部屋「会議室1」「会議室2」「多目的室」「資料室」を無料で利用することができます。利用の申込みは電話で受け付けます。空き部屋は、平日の9時から17時に限り、当日のご連絡でも利用できます。

貸室利用の内容に対して、ネットワークサロンの協力方法、他団体の参加が可能かについて、詳しくお聞きします。多文化交流が目的の事業ですので、単なる貸室ではないことをご理解ください。

### <ネットワークサロンの利用時間>

- ・月～土 9時～17時
- ・水・木・金 17時～21時 ★1ヶ月前までの予約が必要です。

・第2・4日曜日 9時～17時 ★1ヶ月前までの予約が必要です。

#### (4) ネットワークサロンへの協力

以下の点について、ご協力をお願いいたします。

- ①ネットワークサロン登録団体間の連携や交流を深めるための行事や活動に、積極的な参加、協力をお願いします。
- ②ネットワークサロン登録団体の活動内容に応じて、福祉ニーズ等を持つ市民の問題解決のために、当事者を紹介することがあります。協力をお願いします。
- ③ネットワークサロンで開催するもの、登録団体に連携を求めるものの情報提供をお願いします。

### 3. 登録できる団体

次の要件を充たしている団体であれば、ネットワークサロンに登録することができます。

- ① 地域交流や多文化共生を目的とする団体
- ② 趣味のサークル活動等ではなく、地域への還元や貢献が認められる団体
- ③ 利益を主たる目的としない団体
- ④ 政治・宗教を主たる目的としない団体
- ⑤ 実質的な活動をおこなっている団体
- ⑥ 暴力団またはその関係者の統制下でない団体
- ⑦ 公序良俗等に反しない団体

### 4. 登録の手続き

※書類に記入する前に、まずは、ネットワークサロンまでお問合せください。

**(1)**以下の書類をネットワークサロンに提出してください。

- ①京都市地域・多文化交流ネットワークサロン利用団体登録申請書

※ホームページよりダウンロードできます。

- ②団体規約、団体パンフレット等、団体の活動内容がわかるもの

**(2)**書類を提出した団体代表に、団体登録についての説明を再度行います。

**(3)**登録有効期間は、登録証が交付されてから、次年度の4月30日までです。それまでに更新手続きが必要です。更新手続きがなされない場合は、自動的に登録が抹消されます。

## 5. 問い合わせ先

〒601-8006

京都市南区東九条東岩本町 31

京都市地域多文化交流ネットワークセンター内

**京都市地域・多文化交流ネットワークサロン 宛**

TEL : 075-671-0108

FAX : 075-691-7471

E-mail : [info@kyotonetworksalon.jp](mailto:info@kyotonetworksalon.jp)